

◎所得控除

雑損控除	((損害額+災害関連支出額-保険金等の補てん額) - 総所得金額等の合計額×10%) 又は (災害関連支出の金額-5万円) のうち、いずれか多い方の金額		
医療費控除	どちらか一方のみ適用	(支払った医療費の総額-保険金等で補填される金額) - (10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額) ※限度額 200万円	
セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)		(支払ったスイッチOTC薬の総額-保険金等で補填される金額) - 12,000円 ※限度額 88,000円、適用期間は平成29年1月1日から令和8年12月31日まで	
社会保険料控除	支払金額		
旧個人年金保険料控除 旧生命保険料控除 (平成23年12月31日までに契約したもの)	支払金額	控除額	
	15,000円以下	全額	
	15,001円以上 40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円	
	40,001円以上 70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円	
70,001円以上	35,000円		
介護医療保険料控除 新個人年金保険料控除 新生命保険料控除 (平成24年1月1日以降に契約したもの)	支払金額	控除額	
	12,000円以下	全額	
	12,001円以上 32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円	
	32,001円以上 56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円	
56,001円以上	28,000円		
保険料区分ごとに上の算式で計算し合計する。ただし、限度額は70,000円。			
地震保険料控除	支払金額		控除額
	地震	50,000円以下	支払金額の1/2
		50,001円以上	25,000円
	旧長期	5,000円以下	全額
		5,001円以上 15,000円以下	支払金額の1/2+2,500円
15,001円以上		10,000円	
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合、限度額は25,000円			
控除の種類	対 象	控除額	
配偶者控除	(一般) 70歳未満 対象収入の翌年1月1日現在	330,000円	
	(老人) 70歳以上 対象収入の翌年1月1日現在	380,000円	

配偶者特別控除	所得金額	480,001 円以上、 1,000,000 円以下	330,000 円
		1,000,001 円以上、 1,050,000 円以下	310,000 円
		1,050,001 円以上、 1,100,000 円以下	260,000 円
		1,100,001 円以上、 1,150,000 円以下	210,000 円
		1,150,001 円以上、 1,200,000 円以下	160,000 円
		1,200,001 円以上、 1,250,000 円以下	110,000 円
		1,250,001 円以上、 1,300,000 円以下	60,000 円
		1,300,001 円以上、 1,330,000 円以下	30,000 円
		1,330,001 円以上	0 円
障害者控除（普通障害者）		260,000 円	
障害者控除（特別障害者）		300,000 円	
ひとり親控除		300,000 円	
寡婦控除		260,000 円	
勤労学生控除		260,000 円	
扶養控除	一般（同居特別障害の場合 230,000 円加算）	330,000 円	
	老人（同居特別障害の場合 230,000 円加算） ※70 歳以上	380,000 円	
	特定（同居特別障害の場合 230,000 円加算）	450,000 円	
	同居老親等 （同居特別障害の場合 230,000 円加算）	330,000 円	
基礎控除		430,000 円	

◎税額控除

【調整控除】

平成19年度に国から地方へと税源移譲が行われ、それに伴い所得税の税率を減らし住民税の税率を増やしました。しかし、税率を変更しただけでは、所得税と住民税の人的控除差（下表を参照）があるため、税源移譲前より所得税＋住民税の額が増えてしまいます。

このため、合計額を増やさないようにするために、住民税で調整控除を行い調整しています。

1. 課税標準額（合計所得金額－合計控除額）が200万円以下の場合

（1）人的控除差の合計額または（2）課税標準額のいずれか少ない金額の5%を税額控除

2. 課税標準額が200万円を超える場合

人的控除差の合計額－（課税標準額－200万円）の5%を税額控除

控除の種類	対象	控除額		人的控除差
		所得税	住民税	
配偶者控除	一般	380,000 円	330,000 円	50,000 円
	老人（70歳以上）	480,000 円	380,000 円	100,000 円

配偶者特別控除	480,001 円以上、 950,000 円以下	380,000 円	330,000 円	50,000 円
	950,001 円以上、 1,000,000 円以下	360,000 円	330,000 円	30,000 円
扶 養 控 除	一般（16 歳以上）	380,000 円	330,000 円	50,000 円
	特定（19 歳以上 23 歳未満）	630,000 円	450,000 円	180,000 円
	老人（70 歳以上）	480,000 円	380,000 円	100,000 円
	同居老親等（70 歳以上）	580,000 円	450,000 円	130,000 円
障 害 者 控 除	普通	270,000 円	260,000 円	10,000 円
	特別	400,000 円	300,000 円	100,000 円
同居特別障害加算	配偶者控除や扶養控除に加算	350,000 円	230,000 円	120,000 円
ひとり親控除	合計所得金額が 500 万円以下 (扶養する子を要す)	350,000 円	300,000 円	50,000 円
寡 婦 控 除	合計所得金額が 500 万円以下 (死別を除き、扶養親族を要す)	270,000 円	260,000 円	10,000 円
勤 労 学 生 控 除		270,000 円	260,000 円	10,000 円
基 礎 控 除	全員	480,000 円	430,000 円	50,000 円

【所得金額調整控除】

次条件を満たす場合に所得金額調整控除額が適用される

○給与収入額 850 万円超で次の条件の内いずれかを満たす場合

- ・ 本人が特別障害者
 - ・ 23 歳未満の扶養親族がいる
 - ・ 特別障害者の扶養親族がいる
- (収入額 (上限 1,000 万円) - 850 万円) × 10% = 所得金額調整控除額

○給与収入額と年金収入額がある場合

給与所得控除後の給与等の金額 (10 万円を超える場合は 10 万円) + 公的年金などに係る雑所得の金額 (10 万円を超える場合は 10 万円) - 10 万円

【配当控除】

種類		課税所得金額 1,000 万円以下の部分		課税所得金額 1,000 万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資 信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	一般外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

※特定外貨建等証券投資信託は、配当控除対象外です

【住宅借入金等特別税額控除】

対象者	計算方法	市民税	県民税
平成 11 年～ 平成 26 年 3 月 31 日 までの入居者	次のいずれか少ない金額です。 ・ 「所得税 (住宅ローン控除前の税額) から引ききれない住宅ローン控除可能額」・ 「所得税の課税総所得金額等 (課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額) × 5% (最高 97,500 円)」	3/5	2/5

平成 26 年 4 月～ 令和 3 年 12 月 31 日 までの入居者	次のいずれか少ない金額です。 ・「所得税（住宅ローン控除前の税額）から引ききれない住宅ローン控除可能額」 ・「所得税の課税総所得金額等（課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額）×7%（最高137,500円）」	3/5	2/5
令和 4 年 12 月 31 日 までの入居者	住宅の取得等で特別特例取得または特例特別特例取得に該当するもので令和 3 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの間に自己の居住の用に供した場合上記のとおり	3/5	2/5

※平成 26 年 4 月以降の入居でも、住宅取得に係る消費税率が 5%であれば控除の限度額は 97,500 円です。

【配当割額または株式等譲渡所得割額の控除】

区 分	市民税	県民税
配当割または株式等譲渡所得割	3/5	2/5

【寄附金税額控除】

前年中に次に掲げる 1～4 の寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の 30%を超える場合には、当該 30%に相当する金額）が 2,000 円を超える場合、その超える金額の市民税は 6%、県民税は 4%に相当する金額を税額から控除します。

1. 都道府県、市町村または特別区に対する寄附金
2. 住所地の道府県共同募金会または日本赤十字社の支部に対する寄附金
3. 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の向上に寄与する寄附金として住所地の道府県または市町村の条例で定めるもの
4. 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県または市町村の条例で定めるもの

ただし、1 の寄附金が 2,000 円を超える場合、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額（所得割額の 20%に相当する金額を超えるときには、その 20%に相当する金額）の市民税は 3/5、県民税は 2/5 に相当する金額を、上記で求めた額に加算する。

課税総所得金額一人的控除差調整額	割合
0 円以上、1,950,000 円以下	84.895%
1,950,001 円以上、3,300,000 円以下	79.79%
3,300,001 円以上、6,950,000 円以下	69.58%
6,950,001 円以上、9,000,000 円以下	66.517%
9,000,001 円以上、18,000,000 円以下	56.307%
18,000,001 円以上、40,000,000 円以下	49.16%
40,000,001 円以上	44.055%
0 円以上 ※山林所得や退職所得なし	90%
0 円以上 ※山林所得や退職所得あり	地方税法に定める割合

給与収入または年金収入から所得を求める一覧表

■給与所得

給与収入 (A) ⇒ 給与所得

平成26年度(平成25年分収入)～平成28年度(平成27年分収入)課税分		
給与等の収入金額(A)		給与所得の金額
1	～ 650,999	0円
651,000	～ 1,618,999	A-650,000円
1,619,000	～ 1,619,999	969,000円
1,620,000	～ 1,621,999	970,000円
1,622,000	～ 1,623,999	972,000円
1,624,000	～ 1,627,999	974,000円
1,628,000	～ 1,799,999	$A \div 4$ (千円未満切捨て) $\times 4 \times 0.6$ 円
1,800,000	～ 3,599,999	$A \div 4$ (千円未満切捨て) $\times 4 \times 0.7 - 180,000$ 円
3,600,000	～ 6,599,999	$A \div 4$ (千円未満切捨て) $\times 4 \times 0.8 - 540,000$ 円
6,600,000	～ 9,999,999	$A \times 0.9 - 1,200,000$ 円
10,000,000	～ 14,999,999	$A \times 0.95 - 1,700,000$ 円
15,000,000	～	A-2,450,000円

平成29年度(平成28年分収入)課税分		
給与等の収入金額(A)		給与所得の金額
1	～ 650,999	0円
651,000	～ 1,618,999	A-650,000円
1,619,000	～ 1,619,999	969,000円
1,620,000	～ 1,621,999	970,000円
1,622,000	～ 1,623,999	972,000円
1,624,000	～ 1,627,999	974,000円
1,628,000	～ 1,799,999	$A \div 4$ (千円未満切捨て) $\times 4 \times 0.6$ 円
1,800,000	～ 3,599,999	$A \div 4$ (千円未満切捨て) $\times 4 \times 0.7 - 180,000$ 円
3,600,000	～ 6,599,999	$A \div 4$ (千円未満切捨て) $\times 4 \times 0.8 - 540,000$ 円
6,600,000	～ 9,999,999	$A \times 0.9 - 1,200,000$ 円
10,000,000	～ 11,999,999	$A \times 0.95 - 1,700,000$ 円
12,000,000	～	A-2,300,000円

平成30年度(平成29年分収入)～平成31年度(平成30年分)課税分		
給与等の収入金額(A)		給与所得の金額
1	～ 650,999	0円
651,000	～ 1,618,999	A-650,000円
1,619,000	～ 1,619,999	969,000円
1,620,000	～ 1,621,999	970,000円
1,622,000	～ 1,623,999	972,000円
1,624,000	～ 1,627,999	974,000円
1,628,000	～ 1,799,999	$A \div 4$ (千円未満切捨て) $\times 4 \times 0.6$ 円
1,800,000	～ 3,599,999	$A \div 4$ (千円未満切捨て) $\times 4 \times 0.7 - 180,000$ 円
3,600,000	～ 6,599,999	$A \div 4$ (千円未満切捨て) $\times 4 \times 0.8 - 540,000$ 円
6,600,000	～ 9,999,999	$A \times 0.9 - 1,200,000$ 円
10,000,000	～	A-2,200,000円

令和3年度(令和2年分収入)以降課税分		
給与等の収入金額(A)		給与所得の金額
1	～ 550,999	0円
551,000	～ 1,618,999	A-550,000円
1,619,000	～ 1,619,999	1,069,000円
1,620,000	～ 1,621,999	1,070,000円
1,622,000	～ 1,623,999	1,072,000円
1,624,000	～ 1,627,999	1,074,000円
1,628,000	～ 1,799,999	$A \div 4$ (千円未満切捨て) $\times 4 \times 0.6 + 100,000$ 円
1,800,000	～ 3,599,999	$A \div 4$ (千円未満切捨て) $\times 4 \times 0.7 - 80,000$ 円
3,600,000	～ 6,599,999	$A \div 4$ (千円未満切捨て) $\times 4 \times 0.8 - 440,000$ 円
6,600,000	～ 8,500,000	$A \times 0.9 - 1,100,000$ 円
8,500,000	～	A-1,950,000円

■雑所得（公的年金所得分）

年金収入（B） ⇒ 雑所得

令和2年度（令和元年分収入）以前課税分	
★65歳未満（対象収入の翌年1月1日現在）	
公的年金当等の収入金額（B）	公的年金等の雑所得の金額
1 ～ 700,000	0円
700,001 ～ 1,299,999	B - 700,000円
1,300,000 ～ 4,099,999	B × 0.75 - 375,000円
4,100,000 ～ 7,699,999	B × 0.85 - 785,000円
7,700,000 ～	B × 0.95 - 1,555,000円

★65歳以上（対象収入の翌年1月1日現在）	
公的年金当等の収入金額（B）	公的年金等の雑所得の金額
1 ～ 1,200,000	0円
1,200,001 ～ 3,299,999	B - 1,200,000円
3,300,000 ～ 4,099,999	B × 0.75 - 375,000円
4,100,000 ～ 7,699,999	B × 0.85 - 785,000円
7,700,000 ～	B × 0.95 - 1,555,000円

令和3年度（令和2年収入分）以降課税分	
★65歳未満（対象収入の翌年1月1日現在）	
公的年金当等の収入金額（B）	公的年金等の雑所得の金額
1 ～ 600,000	0円
600,001 ～ 1,299,999	B - 600,000円
1,300,000 ～ 4,099,999	B × 0.75 - 275,000円
4,100,000 ～ 7,699,999	B × 0.85 - 685,000円
7,700,000 ～ 9,999,999	B × 0.95 - 1,455,000円
10,000,000 ～	B - 1,955,000円

★65歳以上（対象収入の翌年1月1日現在）	
公的年金当等の収入金額（B）	公的年金等の雑所得の金額
1 ～ 1,100,000	0円
1,100,001 ～ 3,299,999	B - 1,100,000円
3,300,000 ～ 4,099,999	B × 0.75 - 275,000円
4,100,000 ～ 7,699,999	B × 0.85 - 685,000円
7,700,000 ～ 9,999,999	B × 0.95 - 1,455,000円
10,000,000 ～	B - 1,955,000円

※年齢問わず、公的年金以外の合計所得が1,000万円以下の場合